特 定 建 設 作 業 工 程 表

作業期間　　年　月　日 ～　　年　月　日

規制対象		特定建設作業 ＼ 年 月 日	年 月						年 月						年 月						年 月						年 月						年 月					
			5	10	15	20	25	30	5	10	15	20	25	30	5	10	15	20	25	30	5	10	15	20	25	30	5	10	15	20	25	30	5	10	15	20	25	30
騒音	騒音規制法	1 杭打ち機、杭抜き機を使用する作業																																				
		2 びょう打機を使用する作業																																				
		3 削岩機を使用する作業																																				
		4 空気圧縮機を使用する作業																																				
		5 ｺﾝｸﾘｰﾄ・ｱｽﾌｧﾙﾄﾌﾟﾗﾝﾄを使用する作業																																				
		6 ﾊﾞｯｸﾎｳを使用する作業																																				
		7 ﾄﾗｸﾀｰｼｮﾍﾞﾙを使用する作業																																				
		8 ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞｰを使用する作業																																				
	県条例	6 建造物を動力、鉄球等で解体破壊する作業																																				
		7 ｺﾝｸﾘｰﾄﾐｷｻｰ車等を使用する作業																																				
		8 ｺﾝｸﾘｰﾄｶｯﾀｰを使用する作業																																				
		9 ﾊﾞｯｸﾎｳ、ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞｰ、ﾊﾟﾜｰｼｮﾍﾞﾙ等を使用する作業																																				
		10 ﾛｰﾄﾞﾛｰﾗｰ、転圧機等を使用する作業																																				
振動	振動規制法 県条例	1 杭打ち機、杭抜き機を使用する作業																																				
		2 鋼球を使用して建築物等を破壊する作業																																				
		3 舗装版破砕機を使用する作業																																				
		4 ﾌﾞﾚｰｶｰを使用する作業																																				

備　考

（注）1.「法」と「条例」の両方に該当する場合は「法」による届出を行えばよく「条例」による届出は必要ありません。
2.騒音と振動の両方に該当する場合は両方の届出が必要です

※ 日曜日その他の休日は作業禁止。
作業場付近の見取図必要